

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由																
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条—第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条—第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第4章 諸手当 (扶養手当)</p> <p>第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額 は、同表に定める額の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="179 1037 1008 1388"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</td> <td>1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)</td> </tr> <tr> <td>三 満60歳以上の父母及び祖父母</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四 満22歳に達する日以後の最初</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	手当額	一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,000円	二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)	三 満60歳以上の父母及び祖父母		四 満22歳に達する日以後の最初		<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条—第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条—第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第4章 諸手当 (扶養手当)</p> <p>第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職(一)俸給表9級に該当する職員(以下「一般職(一)9級職員」という。)には、支給しない。</u></p> <p>2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額 は、同表に定める額の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1075 1037 1904 1388"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</td> <td>6,500円 <u>ただし、教育職俸給表5級及び一般職(一)俸給表8級に該当する職員(以下「一般職(一)8級相当職員」という。)にあっては3,500円とし、一般職(一)9級職員にあっては支給しない。</u></td> </tr> <tr> <td>二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</td> <td>1人につき10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	手当額	一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円 <u>ただし、教育職俸給表5級及び一般職(一)俸給表8級に該当する職員(以下「一般職(一)8級相当職員」という。)にあっては3,500円とし、一般職(一)9級職員にあっては支給しない。</u>	二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円	
対象者	手当額																	
一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,000円																	
二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)																	
三 満60歳以上の父母及び祖父母																		
四 満22歳に達する日以後の最初																		
対象者	手当額																	
一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円 <u>ただし、教育職俸給表5級及び一般職(一)俸給表8級に該当する職員(以下「一般職(一)8級相当職員」という。)にあっては3,500円とし、一般職(一)9級職員にあっては支給しない。</u>																	
二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円																	

の3月31日までの間にある弟妹	
五 重度心身障害者	

3 (略)

4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、別に定める様式の扶養親族届により、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

5 (略)

6 扶養手当は、これを受けている職員に更に第4項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間に

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円 ただし、一般職(一)8級相当職員にあつては3,500円とし、一般職(一)9級職員にあつては支給しない。
四 満60歳以上の父母及び祖父母	
五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
六 重度心身障害者	

3 (略)

4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、別に定める様式の扶養親族届により、直ちにその旨を届け出なければならない。ただし、一般職(一)9級職員にあつては、第2項の表の第1号及び第3号から第6号までの扶養親族に係る者を除く。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(削除)

(削除)

5 (略)

6 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

<p>ある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、<u>扶養手当を受けている職員に更に第4項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等にかかる扶養手当の支給額に改定について準用する。</u></p> <p>7（略）</p> <p>（勤勉手当） 第39条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に、100分の83.3（特定幹部職員にあっては100分の103.3）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p style="text-align: center;">（表は省略）</p> <p>3・4（略） 附 則 第7条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の</p>	<p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第4項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第4項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>7（略）</p> <p>（勤勉手当） 第39条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に、100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p style="text-align: center;">（表は省略）</p> <p>3・4（略） 附 則 第7条（略）</p>	
---	---	--

<p>号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合(以下この項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項において「俸給月額減額基礎額」という。))</p> <p>(2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)</p> <p>(3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)</p> <p>(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第38条第2項表1に定める職員にあっては、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額)を加算した額)に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第2項表(3)列記以外の部分に規定する割合定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第2項表1に定める職員にあっては、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額)を加算した額)に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第2項表(3)列記以</p>		
--	--	--

外の部分に規定する割合定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額)

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(第38条第2項表1に定める職員にあつては、役職段階別加算額(特定幹部職員にあつては、その額に、管理職加算額を加算した額)を加算した額。附則第10条において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第39条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(役職段階別加算額(特定幹部職員にあつては、その額に、管理職加算額を加算した額)を加算した額。附則第10条において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第39条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (6) 第20条第1項から第6項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第20条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第20条第2項又は第3項第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第20条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職(一)俸給表	6級
教育職俸給表	5級
医療職俸給表	6級

- 2 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当は、第23条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第8条・第9条 (略)

第8条・第9条 (略)

第10条 附則第7条の規定が適用される間、第39条第2項に定める額は、同条第2項の規定にかかわらず、同条第2項の規定により算出した額から、同条第2項に掲げる職員で附則第7条の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.25(特定幹部職員にあっては、100分の1.55)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の83.3(特定幹部職員にあっては、100分の103.3)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第4(第13条関係)

イ 教育職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
63	<u>34</u>			
(略)	(略)			
65	<u>35</u>			
66	<u>35</u>			
67	<u>36</u>			
68	<u>36</u>			
69	<u>37</u>			
70	<u>37</u>			
71	<u>37</u>			
72	<u>38</u>			
73	<u>38</u>			
74	<u>38</u>			
75	<u>39</u>			
76	<u>39</u>			
77	(略)			

第10条 附則第7条の規定が適用される間、第39条第2項に定める額は、同条第2項の規定にかかわらず、同条第2項の規定により算出した額から、同条第2項に掲げる職員で附則第7条の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275(特定幹部職員にあっては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第4(第13条関係)

イ 教育職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
63	<u>33</u>			
(略)	(略)			
65	<u>34</u>			
66	<u>34</u>			
67	<u>35</u>			
68	<u>35</u>			
69	<u>35</u>			
70	<u>36</u>			
71	<u>36</u>			
72	<u>36</u>			
73	<u>37</u>			
74	<u>37</u>			
75	<u>38</u>			
76	<u>38</u>			
77	(略)			

78	<u>40</u>					78	<u>39</u>				
(略)	(略)					(略)	(略)				
83	<u>42</u>					83	<u>41</u>				
(略)	(略)					(略)	(略)				
85	<u>43</u>					85	<u>42</u>				
86	<u>43</u>					86	<u>42</u>				
87	<u>44</u>					87	<u>43</u>				
88	<u>44</u>					88	<u>43</u>				
89	<u>45</u>					89	<u>43</u>				
90	<u>45</u>					90	<u>44</u>				
91	<u>45</u>					91	<u>44</u>				
92	<u>46</u>					92	<u>44</u>				
93	<u>46</u>					93	<u>45</u>				
94	<u>46</u>					94	<u>45</u>				
95	<u>47</u>					95	<u>45</u>				
96	<u>47</u>					96	<u>46</u>				
97	<u>47</u>					97	<u>46</u>				
98	<u>48</u>					98	<u>46</u>				
99	<u>48</u>					99	<u>47</u>				
100	<u>48</u>					100	<u>47</u>				
101	<u>49</u>					101	<u>47</u>				
102	<u>49</u>					102	<u>48</u>				
103	<u>49</u>					103	<u>48</u>				
104	<u>50</u>					104	<u>48</u>				
105	<u>50</u>					105	<u>49</u>				
106	<u>50</u>					106	<u>49</u>				
107	<u>51</u>					107	<u>49</u>				
108	<u>51</u>					108	<u>50</u>				

109	<u>51</u>					109	<u>50</u>				
110	<u>52</u>					110	<u>50</u>				
111	<u>52</u>					111	<u>51</u>				
112	<u>52</u>					112	<u>51</u>				
113	<u>53</u>					113	<u>51</u>				
114	<u>53</u>					114	<u>52</u>				
115	<u>53</u>					115	<u>52</u>				
116	<u>54</u>					116	<u>52</u>				
117	<u>54</u>					117	<u>53</u>				
118	<u>54</u>					118	<u>53</u>				
119	<u>55</u>					119	<u>53</u>				
120	<u>55</u>					120	<u>54</u>				
121	<u>55</u>					121	<u>54</u>				
122	<u>56</u>					122	<u>54</u>				
123	<u>56</u>					123	<u>55</u>				
124	<u>56</u>					124	<u>55</u>				
125	<u>57</u>					125	<u>55</u>				
126	<u>57</u>					126	<u>56</u>				
127	<u>57</u>					127	<u>56</u>				
128	<u>57</u>					128	<u>56</u>				
129	<u>58</u>					129	<u>57</u>				
130	<u>58</u>					130	<u>57</u>				
131	<u>58</u>					131	<u>57</u>				
132	<u>58</u>					132	<u>57</u>				
133	<u>59</u>					133	<u>58</u>				
134	<u>59</u>					134	<u>58</u>				
135	<u>59</u>					135	<u>58</u>				
136	<u>59</u>					136	<u>58</u>				

137	<u>60</u>
138	<u>60</u>
139	<u>60</u>
140	<u>60</u>
141	<u>61</u>
142	<u>61</u>
143	<u>61</u>
144	<u>61</u>
145	<u>62</u>
146	<u>62</u>
147	<u>62</u>
(略)	(略)
149	<u>63</u>
150	<u>63</u>
(略)	(略)
153	<u>64</u>
(略)	(略)

137	<u>59</u>
138	<u>59</u>
139	<u>59</u>
140	<u>59</u>
141	<u>60</u>
142	<u>60</u>
143	<u>60</u>
144	<u>60</u>
145	<u>61</u>
146	<u>61</u>
147	<u>61</u>
(略)	(略)
149	<u>62</u>
150	<u>62</u>
(略)	(略)
153	<u>63</u>
(略)	(略)

別表第4の2(第14条関係)

イ 教育職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日 に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
33	<u>62</u>			
34	<u>64</u>			
35	<u>66</u>			
36	<u>68</u>			
37	<u>71</u>			

別表第4の2(第14条関係)

イ 教育職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日 に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
33	<u>63</u>			
34	<u>66</u>			
35	<u>69</u>			
36	<u>72</u>			
37	<u>74</u>			

38	<u>74</u>					38	<u>76</u>				
39	<u>77</u>					39	<u>78</u>				
(略)	(略)					(略)	(略)				
41	<u>82</u>					41	<u>83</u>				
42	<u>84</u>					42	<u>86</u>				
43	<u>86</u>					43	<u>89</u>				
44	<u>88</u>					44	<u>92</u>				
45	<u>91</u>					45	<u>95</u>				
46	<u>94</u>					46	<u>98</u>				
47	<u>97</u>					47	<u>101</u>				
48	<u>100</u>					48	<u>104</u>				
49	<u>103</u>					49	<u>107</u>				
50	<u>106</u>					50	<u>110</u>				
51	<u>109</u>					51	<u>113</u>				
52	<u>112</u>					52	<u>116</u>				
53	<u>115</u>					53	<u>119</u>				
54	<u>118</u>					54	<u>122</u>				
55	<u>121</u>					55	<u>125</u>				
56	<u>124</u>					56	<u>128</u>				
57	<u>128</u>					57	<u>132</u>				
58	<u>132</u>					58	<u>136</u>				
59	<u>136</u>					59	<u>140</u>				
60	<u>140</u>					60	<u>144</u>				
61	<u>144</u>					61	<u>147</u>				
62	<u>148</u>					62	<u>150</u>				
63	<u>152</u>					63	<u>153</u>				

(略)	(略)				(略)	(略)			
-----	-----	--	--	--	-----	-----	--	--	--

附 則(平成 29 年 4 月 1 日経規程第 5 号)

(施行期日等)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第 2 条 次の各号に掲げる期間における改正後の第 25 条第 2 項の表の適用については、当該各号に掲げる表による。

(1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間

対象者	手当額
一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	10,000 円
二 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 8,000 円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円)
三 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	1 人につき 6,500 円(職員に配偶者がなく第 2 号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円)
四 満 60 歳以上の父母及び祖父母	
五 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	
六 重度心身障害者	

(2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間

対象者	手当額
一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	6,500 円
二 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 10,000 円
三 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	1 人につき 6,500 円

四 満60歳以上の父母及び祖父母	
五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
六 重度心身障害者	

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

対象者	手当額
一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	6,500円 ただし、一般職(一)8級相当職員及び一般職(一)9級職員にあつては3,500円
二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円 ただし、一般職(一)8級相当職員及び一般職(一)9級職員にあつては3,500円
四 満60歳以上の父母及び祖父母	
五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
六 重度心身障害者	

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の第25条第4項の規定の適用については、次の各号とする。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第25条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

3 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間については、改正後の第25条第1項ただし書及び第4項ただし書の規定は適用しない。